

1.4 PCB含有電気工作物の判明時の届出, 管理状況の届出等

(1) 届出義務者

PCB電気工作物を, 現に設置している又は予備として所有している自家用電気工作物の設置者

(2) 届出対象となる電気工作物等の種類

告示で定められた12種類の電気工作物

変圧器, 電力用コンデンサ, 計器用変成器, リアクトル, 放電コイル, 電圧調整器, 整流器, 開閉器, 遮断器, 中性点抵抗器, 避雷器, OFケーブル

(3) PCB含有電気工作物等の区分

① 高濃度 PCB 含有電気工作物

上記(2)に掲げる電気工作物であって, 使用されている絶縁油に含まれるPCBの重量の割合が試料1kgにつき5000mgを超える電気工作物をいい, 銘板の表示記号等でPCB含有を判断できる場合のほか, PCBを含有する絶縁油を使用していることが判明したものをいう。

濃度分析をしなくても高濃度PCBと判別可能

② 低濃度 PCB 含有電気工作物

上記(2)に掲げる電気工作物であって, 上記①の高濃度PCB含有電気工作物以外のものであって, 使用されている絶縁油に含まれるPCBの重量の割合が試料1kgにつき0.5mgを超える電気工作物をいい, 濃度測定の結果や製造者等の情報に基づきこれに該当すると判明したものをいう。

低濃度に該当するかは濃度分析が必要